

埼玉労働局 発表

令和8年1月30日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課

課長 川又 裕子

主任地方労働衛生専門官 嶋田 敏晴

(電話番号) 048-600-6206

### 化学物質を取り扱っている事業場のパトロールを実施します

埼玉労働局(局長 片淵仁文)は、下記のとおりパトロールを実施します。

記

1 日時(詳細は別紙1)

令和8年2月18日(水)14:30~16:30(14:10受付開始)

2 パトロール先

ちふれホールディングス株式会社

3 所在地

川越市芳野台2丁目8-59

4 取材の申込

当日取材を実施していただける場合は、2月17日(火)までに、埼玉労働局労働基準部健康安全課の担当者あてに別紙3により申込をお願いします。

#### 【資料】

別紙1 パトロールの概要

別紙2 案内図

別添1 第2回化学物質管理強調月間 周知用リーフレット(厚生労働省作成)

別添2 第2回化学物質管理強調月間 周知用リーフレット(埼玉労働局作成)

別紙3 取材申込票

## パトロールの概要

1 目的 化学物質管理強調月間に化学物質を取り扱っている事業場を視察し、広報することで、その必要性と好事例を広く周知する

2 日時 令和8年2月18日(水)14:30から約2時間  
(14:10~受付開始)

3 実施者 埼玉労働局長

4 随行者 埼玉労働局労働基準部長 稲葉典行  
労働基準部健康安全課長 川又裕子

5 対象企業 ちふれホールディングス株式会社  
(川越市芳野台2丁目8-59)

### 6 会社概要

川越市芳野台に本社・工場を置き、従業員数455名で、化粧品事業を中心に、企画・研究開発・製造・販売までをグループ内で一貫して行い、受託製造や容器・什器の製造・販売など、周辺分野にも事業を展開しています。

### 7 スケジュール

14:10 受付(14:25まで)  
14:30 開始  
　　埼玉労働局長 挨拶  
　　参加者紹介  
　　会社概要等説明(ちふれホールディングス株式会社 担当者)  
15:30 パトロール(所要時間約40分)  
16:10 講評等  
　　質疑応答  
　　挨拶  
16:30 (終了予定)

### 8 取材申込方法

取材は2月17日(火)までに埼玉労働局広報担当者に別紙3「取材申込票」で記入いただき、メールでお申込みください。

## 9 留意事項

- 1 )当日は、14 時 10 分から受付します。(第 2 工場受付にお越しください。)
- 2 )車でお越しの際には指定する駐車場に停めてください。
- 3 )写真撮影・動画撮影については、パトロール先企業の指示に従ってください。

## 案内図



受付(第2工場)



ちふれホールディングス株式会社 (川越市芳野台2丁目8-59)

### 交通手段のご案内

JR・東武東上線 川越駅よりタクシーで約 7.0 Km



あなたの職場にいますか？

# 化学物質管理者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月 は 化学物質管理強調月間

関連情報は  
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、  
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、  
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に  
基づく適切な管理等が義務づけられています。

# 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

がつかない場合は、解説 やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。



事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

## 解説

化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。

令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は[こちら](#)のリストをご覧ください。

令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、[こちら](#)のリストをご確認ください。

R7,R8追加分



R9追加分



化学物質管理者を選任していますか。

## 解説

RA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。

化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。  
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



RAを実施していますか。

## 解説

リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。

厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の「」にチェックしてください。

・[業種・作業別マニュアル](#)

・[建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル](#)

(参考) Q1-1 [なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。](#)

Q1-2 [リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。](#)

業種・作業別マニュアル

(業種・作業別) (建設業)



参考



RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

## 解説

法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。

のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の「」にチェックしてください。

(参考) Q12-1 [リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)

Q12-2 [リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)



安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

## 解説

化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。

(参考) Q15-1 [入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。](#)

Q15-2 [ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。](#)



（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

## 解説

保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。

[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）

ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。

## 解説

化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。

(参考) Q13-1 [SDSはいつ交付しなければならないか。](#)

Q13-2 [ホームページでSDSを提供しても良いか。](#)



まずはホームページで必要な対応をチェック！

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 第2回化学物質管理強調月間を実施します

期間：令和8年2月1日～令和8年2月28日

## スローガン

### 「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれており、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く）のうち特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果から、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月には約2900物質が対象となり、事業場における対策を講すべき範囲が、第三次産業を含めた業種に大幅に拡大されます。また、業種・規模に関わることなく、リスクアセスメント対象物を製造・取扱い等を行う全ての事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間をスローガンの下で展開し化学物質管理の重要性に関する意識高揚と、活動の定着を図ることとします。

#### 実施者（事業者）の実施事項

下記（ア）から（エ）の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う

- （ア）リスクアセスメント対象物質を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、安全衛生担当者等との連携等
- （イ）製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質 SDS 等による危険有害性等の確認
- （ウ）ラベル表示・SDS 交付、リスクアセスメントの実施等
- （エ）特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

#### スローガン等の掲示

有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

#### 主唱者・協力連携者・協賛者の実施事項

##### （ア）化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

##### （イ）化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取組む事業者向けの説明会等の開催

##### （ウ）化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

##### （エ）化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

##### （オ）雑誌等を通じた広報

##### （カ）事業者の実施事項についての指導援助

##### （キ）その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

##### （ク）（ア）～（キ）の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

【中央労働災害防止協会】

「令和7年度化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています。

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



【厚生労働省ホームページ】

新たな化学物質規制に関するラベル・SDS、リスクアセスメントなどのQ&Aなどを掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/faq/faq\\_index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/faq_index.html)



【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制に関する情報（リスクアセスメント対象物一覧や事業者が実施すべき事項など）を分かりやすく掲載しています。

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



【環境省】

「化学物質アドバイザー制度」の利用に係る情報を掲載しています。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>



【新たな化学物質規制】



【埼玉労働局ホームページ】

新たな化学物質規制（法改正に係る関係資料やリーフレット等を掲載しています）

【各種リーフレット】



埼玉労働局労働基準部健康安全課 松永 様  
mail:[matsunaga-kouji.0q6@mhlw.go.jp](mailto:matsunaga-kouji.0q6@mhlw.go.jp)  
(電話 048-600-6206)

令和 年 月 日

## 取材申込票

下記必要事項をご記入の上 **2月17日(火)までに**メール又は電話  
でお申込くださいますようお願い申し上げます

取材申込社 (担当者・連絡先)	会社名 : 担当者 : TEL : mail : 参加人数 : 人
放送・掲載 予定日 放送番組・掲載誌	
当日の交通手段	自家用車・タクシー